平成２２年（フ）第９９号
東京都府中市白糸台１丁目64番地の13鹿島荘103
債務者　矢島　千秋
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３５６１号
横浜市南区唐沢85番地３　レオパレス石川町103号
債務者　黒田　一美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
東京都町田市本町田2084番地４
債務者　山田　政範
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
静岡県浜松市中区富塚町1484番地の５　レオパレスクレージュ富塚Ⅰ　203号室、前住所静岡県浜松市東区国吉町463番地の２
債務者　宮木　栄治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道厚岸郡厚岸町山の手１丁目33番地
債務者　中川　尚紀
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６号
釧路市星が浦大通５丁目５番49号
債務者　森　　義貞
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
北海道釧路郡釧路町北見団地３丁目12番地
債務者　吉田　達也
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７９６号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目24―32
債務者　佐藤　広二
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９７号
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―１―215
債務者　蘆澤　政秀
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３号
東京都国分寺市泉町３丁目６番５号史跡通り壱番館203
債務者　梅村　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2195番地17
債務者　森　　祐輔
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
東京都国立市谷保5109番地の２エッセンス国立303
債務者　内藤　本子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―33―102
債務者　伊崎　順子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０６号
東京都西東京市南町１丁目11番13号
債務者　五十嵐礼士
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７７号
北海道帯広市西５条南34丁目78番地
債務者　石川　博康
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係